

妻有郷セーフティメール

発行 十日町警察署 十日町地区安全運転管理者部会 TEL 025-757-6055 FAX 025-757-6385
事務局 十日町交通センター 〒948-0051 十日町市寿町 1-1-2 http://www.tokamachi-ankyō.or.jp/

運転中のマナーアップ運動 6月1日(金)~6月30日(土)

6月19日(火)

7:00~8:00

(6:50 JA本店集合)

J A十日町グループによる
「マナーアップ運動出発式・交通指導所」を実施します。
※当部会役員(班長含む)もご参加をお願いします。

○各事業所におかれましては、マナーアップ運動期間中、2月に郵送しましたのぼり旗の掲出をお願いします。また、朝礼等を活用しての啓発をお願いします。

* ポールが必要な事業所は、十日町交通センターまで受領にお越しく下さい。

<運動の重点>

- ◇ 横断歩行者における歩行者の保護と確実な停止
- ◇ 安全速度の励行と適正な車間距離の保持
- ◇ 後部座席を含めたシートベルト着用の徹底
- ◇ 運転中の携帯電話等の禁止



H29 出発式の様子

会費の納入について

- ・先日お送りしました請求書をご確認ください。
- ・自動引落しを手続き済の事業所は6月20日に口座振替されます。
- ・**3、4、13、14班は班長集金**です。
- ・銀行振込の事業所は6月20日(水)を目途に納入いただきますようお願いいたします。



いわゆる「あおり運転」等は、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反のほか、危険運転致死傷罪(妨害目的運転)や刑法の暴行罪に問われる場合があります。

6月1日(金)～6月30日(土)
運転中の「マナーアップ」運動

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ることを目的とした運動です。

《運動の重点》

- 運転中、○ **横断歩道における歩行者の保護と確実な停止**
- **安全速度の励行と適正な車間距離の保持**
- **後部座席を含めたシートベルト着用の徹底**
- **運転中の携帯電話等の使用禁止**



マナーアップ運動期間中、事業所で独自に取り組んだ活動をぜひ紹介してください。
 運動の推進に積極的に取り組んだ事業所を十日町地区安管部会で表彰することとしています。

事業所名			
従業員数	人	車両台数	台
<活動内容>			

※ 7月10日(火)までにFAXまたはEメールでご報告ください。

FAX : 025-757-6385

E-mail : tokamachi-ankyo@hop.ocn.ne.jp

十日町地区安全運転管理者部会